

奈良市公報

第 2 2 8 号

平成20年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域の認定…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 住居番号の設定…………… 4
- 町の区域の変更…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 都市計画生産緑地地区の変更…………… 5
- 都市計画地区計画の決定…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 5
- 放置自転車等の処分…………… 5
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 6
- 平成19年度市・県民税納税通知書等の公示送達…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 平成19年度法人市民税更正通知書の公示送達…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 平成19年度奈良市一般会計補正予算等の要領…………… 7

監 査

- 包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知…17
- 3 供用を開始する排水施設の位置

- 包括外部監査の意見に対して措置を講じた旨の通知…18
- 公 営 企 業**
- 一般競争入札の実施……………34
- 選挙管理委員会**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………34
 - 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………35
 - 平成20年度検察審査員候補者を選定するためのくじを行う日時等……………35

告 示

奈良市告示第651号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年12月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年12月3日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年12月17日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市中町、大倭町、押熊町、秋篠町、敷島町二丁目、五条西一丁目、白毫寺町、今市町及び窪之庄町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
杣川幹線-40	奈良市中町385-4	奈良市中町456-1
杣川幹線-41	奈良市中町5547	奈良市中町461-2
杣川幹線-42	奈良市中町420-1	奈良市中町461-2
熊取幹線-47	奈良市大倭町38-2	奈良市大倭町23
押熊第1幹線-79	奈良市押熊町63-1	奈良市押熊町187-4
山陵第2幹線-90	奈良市秋篠町1714-1	奈良市秋篠町1672-2
敷島幹線-114	奈良市敷島町二丁目511-3	奈良市敷島町二丁目502-1
敷島幹線-115	奈良市敷島町二丁目543-62	奈良市敷島町二丁目525-1
敷島幹線-116	奈良市敷島町二丁目543-62	奈良市敷島町二丁目543-9

敷島幹線－117	奈良市敷島町二丁目502－1	奈良市敷島町二丁目543－62
五条幹線－208	奈良市五条西一丁目1202－441	奈良市五条西一丁目1202－471
北永井幹線－311	奈良市白毫寺町63－4	奈良市白毫寺町62－6
帯解幹線－142	奈良市今市町407－2	奈良市今市町417－1
帯解幹線－143	奈良市今市町417－2	奈良市今市町413
帯解幹線－144	奈良市今市町501－2	奈良市今市町487－4
帯解幹線－145	奈良市今市町506－2	奈良市今市町414－1
帯解幹線－146	奈良市窪之庄町543－2	奈良市窪之庄町624－2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年12月3日揭示済)

奈良市告示第652号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成19年12月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
近鉄西大寺駅南地区地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市西大寺南町及び西大寺国見町の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約6.1ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成19年12月4日から12月18日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、平成19年12月25日必着で奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に提出してください。

別紙図面省略

(平成19年12月3日揭示済)

奈良市告示第653号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年12月3日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742－34－1111代表

(平成19年12月3日揭示済)

奈良市告示第654号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年12月3日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

道路改良工事（荻町地内・柚の川線）ほか30件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成19年12月3日までは入札控室、同月6日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされて

いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年12月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年12月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成19年12月3日揭示済）

奈良市告示第655号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第6項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

平成19年12月4日

奈良市長 藤原 昭

1 一団地の区域の地名地番 奈良市舞鶴西町3260番地

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 平成19年12月4日

(2) 認定番号 奈良市指令整備第60号

3 関係図書の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課

(平成19年12月4日揭示済)

奈良市告示第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年12月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年11月2日 奈良市指令都整開 第06A-39号
平成19年11月2日 奈良市指令都整開 第06A-39-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年12月4日 第1088号
(2) 公共施設 平成19年12月4日 第474号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺本町254番地の1、254番地の5、254番地の6、261番地の2及び262番地の4並びに奈良市西大寺北町一丁目279番地の2及び285番地の2の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区北浜3丁目7番12号
東京建物株式会社関西支店
取締役支店長 大久保 聡
大阪市中央区南船場4丁目4番3号
東急不動産株式会社関西支店
取締役常務執行役員 関西支店長 内山 満
大阪市中央区難波2丁目2番3号
近鉄不動産株式会社
取締役社長 谷口 宗男
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西大寺本町254番地の1、261番地の2及び262番地の4並びに奈良市西大寺北町一丁目279番地の2及び285番地の2の一部
(2) 公園
奈良市西大寺本町254番地の6
(3) 防火水槽
奈良市西大寺本町254番地の5の一部

(平成19年12月4日揭示済)

奈良市告示第657号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成19年12月4日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年12月4日揭示済)

奈良市告示第658号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年12月4日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成19年12月4日揭示済)

奈良市告示第659号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成20年2月4日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成19年12月4日

奈良市長 藤原 昭

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
西千代ヶ丘三丁目	中町（一部） 千代ヶ丘二丁目（一部）	中町2098の3から2098の5まで 千代ヶ丘二丁目8の24、8の49から8の52まで、8の54、8の55及び8の66から8の68まで

別図1及び別図2省略

(平成19年12月4日揭示済)

奈良市告示第660号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年12月5日
- 3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年12月5日揭示済)

奈良市告示第661号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成19年12月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町、学園赤松町、四条大路三丁目、菅原町、西大寺神野町一丁目、平松五丁目、法蓮町、南登美ヶ丘の各一部

(平成19年12月6日揭示済)

奈良市告示第662号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成19年12月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画
東登美ヶ丘六丁目地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市東登美ヶ丘六丁目

(平成19年12月6日揭示済)

奈良市告示第663号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年12月6日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
酒井クリニック	奈良市あやめ池北三丁目1-26 エミエールあやめ池	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成19年11月1日 平成19年11月1日 平成19年11月1日
医療法人 酒井クリニック		介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成19年11月1日 平成19年11月1日
酒井クリニック	奈良市あやめ池北三丁目1-26 エミエールあやめ池	介護予防 訪問リハビリテーション	平成19年11月1日
医療法人 酒井クリニック			

(平成19年12月6日揭示済)

奈良市告示第664号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成19年12月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成19年12月20日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成19年9月3日から同月7日まで、同月10日から同月14日まで、同月18日及び同月20日

(平成19年12月6日揭示済)

奈良市告示第665号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年12月7日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年12月7日揭示済)

奈良市告示第666号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年12月10日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年12月10日揭示済)

奈良市告示第667号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年12月12日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年12月12日揭示済)

奈良市告示第668号

平成19年度市・県民税納税通知書及び平成19年度（平成18・16年度相当分）市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成19年12月13日

奈良市長 藤原 昭

1 この通知書の発送年月日	平成19年12月5日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成19年12月13日揭示済)

奈良市告示第669号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年12月13日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年12月13日揭示済)

奈良市告示第670号

平成19年度法人市民税更正通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年12月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この通知書の発送年月日
平成19年11月26日
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年12月13日揭示済)

奈良市告示第671号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年12月14日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年12月14日揭示済)

奈良市告示第672号

平成19年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成19年12月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 一般会計補正予算（第2号）
- 2 下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 3 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,219,060	千円 485	千円 1,219,545
	1 分担金	9,841	485	10,326
15 国庫支出金		13,606,250	11,005	13,617,255
	1 国庫負担金	11,703,924	11,005	11,714,929
16 県支出金		4,414,872	7,122	4,421,994
	2 県補助金	781,548	7,122	788,670
18 寄附金		200,500	40,000	240,500
	1 寄附金	200,500	40,000	240,500
20 繰越金		675,809	110,582	786,391
	1 繰越金	675,809	110,582	786,391
21 諸収入		2,130,875	31,836	2,162,711
	4 雑収入	448,815	31,836	480,651
22 市債		9,285,100	1,860,500	11,145,600

- 4 介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 5 簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 病院事業会計補正予算（第1号）
- 7 水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 一般会計補正予算（第3号）
- 9 下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
- 10 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 病院事業会計補正予算（第2号）
- 15 水道事業会計補正予算（第2号）

別紙

平成19年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

平成19年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,061,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,474,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

	1 市 債	9,285,100	1,860,500	11,145,600
歳 入 合 計		112,412,614	2,061,530	114,474,144
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		12,638,295 ^{千円}	966,000 ^{千円}	13,604,295 ^{千円}
	1 総務管理費	8,967,943	850,000	9,817,943
	2 企画費	1,552,752	86,000	1,638,752
	3 徴 税 費	1,262,759	30,000	1,292,759
3 民 生 費		39,235,205	17,000	39,252,205
	1 社会福祉費	16,055,055	17,000	16,072,055
4 衛 生 費		11,269,586	11,094	11,280,680
	1 保健衛生費	1,207,484	11,000	1,218,484
	4 上水道費	1,466,343	94	1,466,437
8 観 光 費		804,536	42,200	846,736
	1 観 光 費	804,536	42,200	846,736
9 土 木 費		14,215,120	244	14,215,364
	4 都市計画費	10,134,588	244	10,134,832
12 災害復旧費		41,000	20,382	61,382
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,000	3,882	4,882
	2 土木施設災害復旧費	40,000	16,500	56,500
13 公 債 費		16,034,443	1,004,610	17,039,053
	1 公 債 費	16,034,443	1,004,610	17,039,053
歳 出 合 計		112,412,614	2,061,530	114,474,144

第2表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換	1,004,500 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	5.0以内 (利率見直し方式により 当該利率の見直しを行っ た後においては、見直し 後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合には、その債権者との 協定による。ただし、市財政の都合によ り据置期間を短縮し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えすることができる。

2 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後

災害復旧事業	40,000 ^{千円}	46,000 ^{千円}
退職手当	1,650,000	2,500,000
計	9,285,100	10,141,100

平成19年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第2号)

平成19年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,345,444千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		3,643,028 ^{千円}	244 ^{千円}	3,643,272 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	3,643,028	244	3,643,272
8 市債		3,064,300	2,345,200	5,409,500
	1 市債	3,064,300	2,345,200	5,409,500
歳入合計		10,992,000	2,345,444	13,337,444

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公債費		5,129,670 ^{千円}	2,345,444 ^{千円}	7,475,114 ^{千円}
	1 公債費	5,129,670	2,345,444	7,475,114
歳出合計		10,992,000	2,345,444	13,337,444

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公営企業借換	800,700 ^{千円}	3,145,900 ^{千円}
計	3,064,300	5,409,500

平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

平成19年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

それぞれ13,337,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,149,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8 繰入金		2,090,049 ^{千円}	8,000 ^{千円}	2,098,049 ^{千円}
	1 一般会計 繰入金	2,090,049	8,000	2,098,049
歳入合計		33,141,281	8,000	33,149,281

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		423,973 ^{千円}	8,000 ^{千円}	431,973 ^{千円}
	1 総務管理費	332,209	8,000	340,209
歳出合計		33,141,281	8,000	33,149,281

平成19年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成19年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400千

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,841,600 ^{千円}	400 ^{千円}	2,842,000 ^{千円}
	2 基金繰入金	51,704	400	52,104
歳入合計		18,547,740	400	18,548,140

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		458,459 ^{千円}	400 ^{千円}	458,859 ^{千円}
	1 償還金及び 還付加算金	458,459	400	458,859
歳出合計		18,547,740	400	18,548,140

平成19年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		335,717 ^{千円}	94 ^{千円}	335,811 ^{千円}
	1 一般会計 繰入金	326,717	94	326,811
6 市債		6,000	83,000	89,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,548,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

616,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

	1 市 債	6,000	83,000	89,000
歳 入 合 計		533,400	83,094	616,494
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		232,566 ^{千円}	83,094 ^{千円}	315,660 ^{千円}
	1 公 債 費	232,566	83,094	315,660
歳 出 合 計		533,400	83,094	616,494

第2表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換	83,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	5.0以内 (利率見直し方式により 当該利率の見直しを行っ た後においては、見直し 後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合には、その債権者との 協定による。ただし、市財政の都合によ り据置期間を短縮し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えすることができる。

平成19年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成19年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	5,080,919千円	360,000千円	5,440,919千円
第1項 医業収益	4,904,789千円	360,000千円	5,264,789千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	5,104,000千円	360,000千円	5,464,000千円
第1項 医業費用	5,076,767千円	360,000千円	5,436,767千円

平成19年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成19年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	8,869,000千円	△30,664千円	8,838,336千円
第1項 営業費用	6,900,181千円	△9,450千円	6,890,731千円
第2項 営業外費用	1,942,204千円	△21,214千円	1,920,990千円

(資本的収入及び支出)

第3条 第4条本文括弧書中「不足する額2,863,000千円」を「不足する額3,016,542千円」に、「過年度分損益勘定留保資金397,585千円」を「過年度分損益勘定留保資金645,088千円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,041,846千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,947,885千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		

第1款 資本的支出	6,487,000千円	153,542千円	6,640,542千円
第5項 企業債償還金	1,520,312千円	68,667千円	1,588,979千円
第6項 長期割賦金	2,783,374千円	△55,125千円	2,728,249千円
第7項 退職給与金	454,000千円	140,000千円	594,000千円

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた限度額「18,900千円」を「27,300千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,201,226千円	140,000千円	2,341,226千円

平成19年度奈良市一般会計補正予算(第3号)

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,689,144千円とする。

平成19年度奈良市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ215,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		786,391 ^{千円}	215,000 ^{千円}	1,001,391 ^{千円}
	1 繰越金	786,391	215,000	1,001,391
歳入合計		114,474,144	215,000	114,689,144

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		819,080 ^{千円}	△54,693 ^{千円}	764,387 ^{千円}
	1 議会費	819,080	△54,693	764,387
2 総務費		13,604,295	527,519	14,131,814
	1 総務管理費	9,817,943	533,816	10,351,759
	3 徴税費	1,292,759	△29,964	1,262,795
	4 戸籍住民基本台帳費	399,728	31,182	430,910
	5 選挙費	311,109	△50	311,059
	6 統計調査費	42,802	1,225	44,027
	7 監査委員費	101,202	△8,690	92,512
3 民生費		39,252,205	△47,293	39,204,912
	1 社会福祉費	16,072,055	15,574	16,087,629
	2 児童福祉費	12,456,131	△54,555	12,401,576
	3 生活保護費	10,653,935	△8,457	10,645,478
	5 国事年金費	68,081	145	68,226
4 衛生費		11,280,680	41,789	11,322,469

	1 保健衛生費	1,218,484	4,219	1,222,703
	2 保健所費	2,281,823	17,382	2,299,205
	3 清掃費	6,313,936	20,788	6,334,724
	4 上水道費	1,466,437	△600	1,465,837
5 労働費		146,001	△666	145,335
	1 労働諸費	146,001	△666	145,335
6 農林水産業費		629,882	△13,922	615,960
	1 農林費	629,882	△13,922	615,960
7 商工費		1,936,653	△8,514	1,928,139
	1 商工費	1,936,653	△8,514	1,928,139
8 観光費		846,736	5,235	851,971
	1 観光費	846,736	5,235	851,971
9 土木費		14,215,364	△162,679	14,052,685
	1 土木管理費	148,908	△1,746	147,162
	2 道路橋梁費	2,924,104	△66,734	2,857,370
	3 河川費	383,735	10,255	393,990
	4 都市計画費	10,134,832	△87,670	10,047,162
	5 住宅費	623,785	△16,784	607,001
10 消防費		3,845,926	△10,197	3,835,729
	1 消防費	3,845,926	△10,197	3,835,729
11 教育費		10,676,620	△61,579	10,615,041
	1 教育総務費	2,514,220	△56,279	2,457,941
	2 小学校費	1,406,366	4,961	1,411,327
	3 中学校費	768,387	△1,897	766,490
	4 高等学校費	935,685	△4,639	931,046
	5 幼稚園費	1,662,320	△7,150	1,655,170
	7 保健体育費	1,941,692	3,425	1,945,117
歳出合計		114,474,144	215,000	114,689,144

平成19年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第3号)

平成19年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ41,

300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,296,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		3,643,272 ^{千円}	△41,300 ^{千円}	3,601,972 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	3,643,272	△41,300	3,601,972
歳入合計		13,337,444	△41,300	13,296,144

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		5,210,099 ^{千円}	△29,000 ^{千円}	5,181,099 ^{千円}
	1 下水道費	3,439,722	△2,400	3,437,322
	2 下水管渠費	1,583,114	△26,600	1,556,514
2 農業集落排水事業費		652,231	△12,300	639,931
	2 農業集落排水施設整備費	517,866	△12,300	505,566
歳出合計		13,337,444	△41,300	13,296,144

平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

平成19年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ17、

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,098,049 ^{千円}	△17,400 ^{千円}	2,080,649 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	2,098,049	△17,400	2,080,649
歳入合計		33,149,281	△17,400	33,131,881

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		431,973 ^{千円}	△17,400 ^{千円}	414,573 ^{千円}
	1 総務管理費	340,209	△17,400	322,809
歳出合計		33,149,281	△17,400	33,131,881

平成19年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,900

400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,131,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,222,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		923,000 ^{千円}	△7,900 ^{千円}	915,100 ^{千円}
	1 一般会計 繰入金	923,000	△7,900	915,100
歳入合計		1,230,000	△7,900	1,222,100

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 西大寺駅南 地区土地画 整理事業費		328,700 ^{千円}	700 ^{千円}	329,400 ^{千円}
	1 西大寺駅南 地区土地画 整理事業費	328,700	700	329,400
3 JR奈良駅南 地区土地画 整理事業費		162,900	△8,600	154,300
	1 JR奈良駅南 地区土地画 整理事業費	162,900	△8,600	154,300
歳出合計		1,230,000	△7,900	1,222,100

平成19年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第3号)

平成19年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ28、第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,842,000 ^{千円}	△28,800 ^{千円}	2,813,200 ^{千円}
	1 一般会計 繰入金	2,789,896	△28,800	2,761,096
歳入合計		18,548,140	△28,800	18,519,340

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		585,101 ^{千円}	△28,800 ^{千円}	556,301 ^{千円}
	1 総務管理費	369,412	△28,800	340,612
歳出合計		18,548,140	△28,800	18,519,340

平成19年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ600

800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,519,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ615,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		335,811 ^{千円}	△600 ^{千円}	335,211 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	326,811	△600	326,211
歳入合計		616,494	△600	615,894

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		300,334 ^{千円}	△600 ^{千円}	299,734 ^{千円}
	1 簡易水道費	294,334	△600	293,734
歳出合計		616,494	△600	615,894

平成19年度奈良市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成19年度奈良市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	5,440,919千円	△15,000千円	5,425,919千円
第1項 医業外収益	176,130千円	△15,000千円	161,130千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	5,464,000千円	△15,000千円	5,449,000千円
第1項 医業費用	5,436,767千円	△15,000千円	5,421,767千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	49,600千円	△15,000千円	34,600千円

平成19年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成19年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	8,838,336千円	29,647千円	8,867,983千円
第1項 営業費用	6,890,731千円	29,647千円	6,920,378千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,016,542千円」を「不足する額2,976,881千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,947,885千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,908,224千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	6,640,542千円	△39,661千円	6,600,881千円

第1項 施設整備事業費	581,249千円	△3,023千円	578,226千円
第2項 施設費	496,842千円	△14,791千円	482,051千円
第3項 配水施設改良費	616,721千円	△21,847千円	594,874千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,341,226千円	△10,014千円	2,331,212千円

(平成19年12月4日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第20号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成19年12月7日

奈良市監査委員 吉田 肇
 同 中和田 守
 同 幾田 邦夫
 同 高杉 美根子
 奈総財 第178号
 平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
 同 中和田 守 様
 同 幾田 邦夫 様
 同 高杉 美根子 様
 奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

別紙

補助金等に関する事務執行状況について

11 (社)奈良市観光協会補助金(観光課)

【監査結果の要旨】

① 観光協会では専任職員が7名いるが、その職員人件費は奈良市補助金負担分と協会負担分がある。3名については100%補助、4名については3分の2を補助を行なうことになっている。

しかし、平成15年度については超過勤務手当が混在するものの別表のように職員人件費のうち1,219千円は補助対象外と考えられる。また、負担割合は予算策定時の協議事項と考えられるが、奈良市と観光協会の両者間で文書化しておく必要がある。

② 平成15年度収支計算書によると、2,840千円の繰越が生じている。その原因の1つは、補助対象事業にかかる支出の予算と決算で2,126千円の不用額が生じていることにある。決算額の縮小は経費縮減努

力による部分もあると考えられるが、今後、繰越金を必要以上に増やさないようにするために、まずは補助対象となる事業の精査を十分に行なうことが必要である。そのうえ基金での運用を決定する際に前期の繰越金額を考慮するなどの対策を検討すべきである。

【措置の内容】

- ① (社)奈良市観光協会と協議し、本年度(平成19年度)より覚書の締結を行い、負担割合を文書化しました。
- ② 外部監査の指摘以後、補助事業にかかる不用額は生じることなく、補助金に対する適正な執行が行なわれていると確認しています。
今後も補助対象となる事業の執行状況については十分な精査を行ないます。

奈 教 総 第471号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
 同 中和田 守 様
 同 幾田 邦夫 様
 同 高杉 美根子 様

奈良市教育委員会教育委員長
小谷 勝彦

包括外部監査の監査に対する措置状況について (通知)

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第2項の規定に基づき提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」の監査に対する措置状況を通知します。

補助金に関する事務執行状況について

(1) 奈良朝鮮初中級学校私学振興費補助金(教育総務部教育総務課)

【監査結果の要旨】

① 要綱が全く無く、金額の算出方法が不明確である。また、補助金に関する提出書類に不明瞭な部分が多く、実地調査による会計帳簿や証憑整理などの指導等決算内容について充分審査を行う必要がある。

【措置の内容】

① 平成19年1月に「外国人学校運営(備品設備、教材整備)補助金交付内規」を定め、平成18年度予算にかかる奈良朝鮮初中級学校私学振興費補助金から適用するようにした。

奈 総 財 第181号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉田 肇 様

同 中和田 守 様
同 幾 田 邦 夫 様
同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成19年3月26日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成18年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

1. 下水道事業の経営管理について

1 公共下水道事業は独立採算原則に則って経営されているとは言い難い

【監査結果の要旨】

- (1) 奈良市公共下水道事業の事業計画においては採算性が十分には考慮されていない。（下水道管理課）
- (2) 実際に奈良市公共下水道事業の財政は赤字である。（下水道管理課）
- (3) 一般会計等からの基準外繰入額は地方財政法第6条に抵触する可能性がある（財政課）

【措置の内容】

- (1) 公共下水道による整備が目的達成の主眼とし、採算性については考慮していませんでした。このことから使用料の改定については準備を進めており、また経営の効率化、健全化に努める必要があるため平成22年度以降に公営企業会計方式への移行に向けて積極的に取り組みます。
- (2) 特別会計において収支は均衡していると考えています。
- (3) 公共下水道事業は、独立採算を原則としているが、極めて公共性が高く、生活環境の保全、河川環境の保護のため、事業を実施している状態であり、一般会計からの基準外繰入金をもって財源補てんすることは、望ましい状態ではないが、違法ではないと考える。今後も、基準外繰入金を軽減するため、経営の合理化に努めます。

2 下水道事業は財政赤字であるにもかかわらず、借金に依存した経営が行われているのは不健全である（財政課）

【監査結果の要旨】

赤字事業の事業資金を有利子負債によって調達するならば、利息負担の増大がさらに赤字を増大させる（経常損益ベースでの赤字の拡大）という悪循環に陥るので、不健全である。

【措置の内容】

下水道事業における市債については、建設費の財源となるものであり、その施設により将来便益を受けることとなる住民世代で公平に負担するためにも必要なものですが、その市債の返済に充てるための一般会計からの繰入金については、削減を図るため下水道使用料の見直し等を検討している。

2. 医療保険事業（国民健康保険事業、老人保健事業）及び介護保険事業の経営管理について

1 滞納保険料の徴収を徹底すべきだ（国保年金課）

【監査結果の要旨】

滞納保険料の徴収を徹底すべきである。特に、負担能力があると認められる者に対して、財産の差し押さえ、延滞金の徴収を併せておこなうべきである。

【措置の内容】

滞納保険料を生み出す要因は全て現年度保険料が未納になった結果であり、現年度保険料の収納率が高ければ高いほど滞納繰越額が減少しますので、次年度へできるだけ繰り越すことのないよう現年度収納の向上を図る必要があります。保険料は所得がなくとも均等割や平等割が掛かりますので、低所得世帯においては、一旦滞納すると、現年分に加えて滞納繰越分を納付することが困難な状況にあります。しかし、負担能力がありながら滞納している世帯には、負担の公平性を維持する立場から滞納処分等の実施を検討してまいります。

（平成19年12月7日揭示済）

奈良市監査委員告示第21号

包括外部監査の意見に対して措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成19年12月7日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 幾 田 邦 夫
同 高 杉 美根子
奈良総財第174号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾 田 邦 夫 様
同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成15年3月26日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成14年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

1. 文化の振興に関する施設の管理・運営について

1 史跡文化センター（文化国際課）

【意見の要旨】

- ① 補助対象である自主事業公演で集客力がある事業については、キャパシティ等を勘案して「なら100年会館」への移管を検討すべきである。
- ② 平成6年度をピークに利用率が低下しているため、今後の運営について利用率の向上に向け検討すべきである。
- ③ 冷暖房施設使用料について、平日と土・日・祝の

料金が異なっているため、曜日にかかわらず定額とすべきである。

【措置の内容】

史跡文化センターについては、平成16年3月末で閉館、平成18年度に解体撤去した。

2 なら100年会館（文化国際課）

【意見の要旨】

- ① 財団の販売努力や公演の有料化により、自主事業公演への補助金を削減すべきである。また、入場者に対するアンケート結果を有効活用すべきである。
- ② 冷暖房施設使用料について、平日と土・日・祝の料金が異なっているため、曜日にかかわらず定額とすべきである。

【措置の内容】

- ① 施設管理者が行う自主事業公演に対しては、その事業目的、事業内容及び収支予算計画等を実績も踏まえ十分精査するとともに、事業費の助成についても削減を図っている。また、アンケート結果を、自主事業を企画する上で反映させるなど、市民のニーズへの対応、市民サービスの向上に努めている。
- ② 冷暖房料金が「平日」と「土・日・祝日」で差があるため条例改正（平成16年4月1日施行）を行い是正した。

3 杉岡華邨書道美術館（文化国際課）

【意見の要旨】

- ① 図録については、決算上、支出処理とせず、資産として計上すべきである。
- ② 平成14年度からは消費税の課税対象者となるため、今後は消費税分も考慮して値段設定をすることが望ましい。

【措置の内容】

- ① 図録については、販売実績を踏まえ作成し、残った図録は保存資料として活用している。
- ② 当財団では簡易課税制度を適用しており、物品販売におきましては消費税を含む内税方式での価格設定を行っております。

4 写真美術館（文化国際課）

【意見の要旨】

- ① 入江泰吉没後10周年記念コンサートの入場券販売率から判断して、一層の収支改善が可能であったと思われるので、市補助金額の妥当性について検討が必要である。
- ② ミュージアムショップで販売する商品について、財団による直接販売も含めて販売方法を検討すべきである。

【措置の内容】

- ① 施設管理者が行う自主事業に対しては、事業内容及び収支予算計画等を実績も踏まえ十分精査するとともに、事業費の助成についても削減を図っている。
- ② 平成15年度より財団による直接販売及び受託販売を行い、自主財源の確保に努めている。

5 音声館（文化国際課）

【意見の要旨】

冷暖房施設使用料について、平日と土・日・祝の料金が異なっているため、曜日にかかわらず定額とすべきである。

【措置の内容】

冷暖房料金が「平日」と「土・日・祝日」で差があるため条例改正（平成16年4月1日施行）を行い是正した。

6 名勝大乘院庭園文化館（文化国際課）

【意見の要旨】

閉館以来2件の盗難事故が発生しているため、費用対効果を勘案した上で、十分な対策を講じるべきである。

【措置の内容】

掛軸、香炉など高価な物品の使用については、施設利用者からの依頼があった場合など必要に応じて利用者の管理下のもと、使用することとした。

7 ならまち格子の家（観光課）

【意見の要旨】

ならまち格子の家に保管されている市有備品の備品保管票に、金額が記載されていないものが発見された。金額を明記することが望ましい。

【措置の内容】

備品保管票に金額を明記した。

8 なら奈良館（観光課）

【意見の要旨】

なら奈良館は、修学旅行者数の減少などにより近鉄運営時の入場者数より大幅に減少している。

総合的な観光PRを行うとともに、近鉄との連携、ソフト事業の充実、観光協会とのさらなる連携等により利用者の増加を図り、奈良観光の起点としての役割を果たす必要がある。

【措置の内容】

館の管理運営をより効果的に行うため、平成15年度より奈良市観光協会へ委託した。更に、18年度よりは、指定管理者制度を導入し、公募した結果、特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会に決定した。そのことにより、各種の誘客への取り組みが行われ、市民サービスの向上が図られ、経費削減とともに入館者数の増加にもつながっている。

その結果、平成13年度は21,902人だった入館者数が、平成18年度には36,160人になっている。今後も他の地域、施設との総合的な観光のPRを行うとともに、他団体との連携、ソフト面の充実などにより、奈良観光の拠点としての役割を果たしていきます。

2. ごみ処理事業について

1 特殊勤務手当の見直し（人事課）

【意見の要旨】

監査の結果において、廃止を検討すべきとされた手当の早急な措置並びに規則の拡大解釈を改めるべきと

された手当の適正・明確な運用を確立する必要がある。

【措置の内容】

廃止を検討すべきとされた「出勤奨励手当」「皆勤奨励手当」及び「休日出勤特別手当」については、いずれも廃止した。

規則の拡大解釈を改めるべきとされた「区域外作業手当」については廃止し、奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例を制定し、施行。(18. 4. 1) 新たに「過重作業手当」を規定し、業務内容ごとに定めた。同様に規則の拡大解釈を改めるべきとされた「大型ごみ収集手当」についても廃止し、同条例により新たに「大型ごみ業務手当」を規定し、適用範囲を定めた。

2 環境清美工場管理第一係及び施設第五係の勤務時間(人事課)(環境清美工場)

【意見の要旨】

環境清美工場管理第一係及び施設第五係の勤務時間を、午前7時30分からと午前8時30分からの二交代制にすることにより、現在支給している一時間分の時間外勤務手当を削減すべきである。

【措置の内容】

職員の勤務条件の変更に関することであり、改善に向けて従業員労働組合と協議してまいります。

3 収集業務委託化の検討(収集課)

【意見の要旨】

ごみの収集の委託割合が低いが、有効に利用すれば経費を削減することも可能であり、ごみの特性を勘案しつつ収集業務に限らずあらゆる工程での委託化を検討する必要がある。

【措置の内容】

合併に伴い月ヶ瀬・都祁地区を平成17年4月1日より委託を実施している。

その他については、環境清美部管理・業務体制再生検討委員会で改善案を19年度に作成する。

4 工事の発注手続についての検証(監理課)

【意見の要旨】

① 工事途中で会社更生法を適用したケースが存在したが、金額の大きい工事を指名入札で契約する場合、こうしたことが起こらないよう業者の財務状況の審査については特に留意すべきである。

② 入札予定価格が公表されているが、入札予定価格を公表する場合は、一般競争入札もしくは多数の指名業者によらなければ公正な競争原理が働かないと認められる。

【措置の内容】

① 建設工事の請負業者を決定する入札制度は、平成14年11月より、指名競争入札から制限付一般競争入札に制度を改めた。

また、業者の財務状況を事前に把握するためには、保証会社及び銀行等からの情報に頼るしか方法がなく、事前に情報が得られれば、指名停止等の措置を講じている。

② 現在、建設工事は、制限付一般競争入札で行っており、入札方法は、郵便入札で実施している。

業者数についても、従前の15社程度から30社程度に増やし入札を実施している。

奈総財第175号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様
同 高杉 美根子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について(通知)

平成16年3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得及び売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

1 宅地造成事業費特別会計について(土木管理課)

(1) 書類の保管状況について

【意見の要旨】

保有土地の取得・売却に関する資料の一部が適切に保管されていなかった。少なくとも現在保有している土地については取得の経過や取引価額を確認できる資料を保管しておく必要がある。

また、宅地造成資産明細台帳が作成されているが、金額、現況なども一覧できる台帳とすることが望ましい。

【措置の内容】

現在保有している土地について、取得の経過や取引価額を確認できる資料を整理し、保管するよう努めます。

また、保有土地の台帳については、今後見直す際に金額、現況などを要素として付け加えます。

(2) 長期保有土地について

【意見の要旨】

① 秋篠町

(イ) 国および市の対応について

国からの要請であっても不要不急の土地を取得すべきではなかったのではないかと。特に土地などの財産を取得する場合には、事前にそのリスクについて十分に検討しなければならない。

【措置の内容】

今後土地を取得する場合、取得先にかかわらず条件や状況などを精査したうえで対処します。(参考)秋篠町について9区画のうち、平成18年度までに5区画を売却しました。残区画も鋭意、売却に努めます。

(3) 宅地造成事業費特別会計の今後のあり方について

【意見の要旨】

昭和43年に奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例が制定されて以来、相当の期間が経過しており形骸

化している。また、過去10年間で主に取得した土地は1箇所のみで、宅地の売却実績もわずかである。しかも、これらは公共事業用地の代替地として取得したにもかかわらずその需要がなく、結局一般公募で売却したものであり、これらの事業に市が関与する根拠は極めて乏しい。

奈良市内の地価は下落を続けている。周辺住民への配慮や損失発生回避のために売り出し価額の引き下げを行っていない物件があるが、一刻も早く売却する必要がある。

また、宅地造成事業費特別会計の決算書類を見る限り収支は均衡しているが、秋篠町等の4物件で含み損が発生している。そのうえ欠損の処理に充てられる剰余金は含み損を処理するためには不十分である。

これらのことから、保有土地のうち売却できるものは売却し、宅地造成事業費特別会計を清算することが最善と考えられる。

【措置の内容】

完成土地は公共事業の代替地として売却しながらも、一部の土地を一般公募で売却しております。ただ、いづれにしても土地の売却が進んでいないのが現状です。また完成土地の売却を進めることは優先されることですが、実勢価額で売却を進めると欠損が膨らみます。宅地造成事業の事業内容について市内部で協議を行い、欠損は膨らむが完成土地を実勢価額で売却、採算性のある事業を計画実施することにより未成土地の処分を進め、特別会計を清算可能な状態に移行するよう努めます。

2 奈良市土地開発公社について

(1) 理事会機能の強化および奈良市主導の公社健全化について（道路建設課）

【意見の要旨】

奈良市土地開発公社の理事は全員奈良市職員が兼務しており、公社の意思決定権限は奈良市が握っているといえる。

このため、公社の経営健全化対策の遅れは奈良市の対策の遅れといえ、公社職員だけで健全化対策に対応するには限界があり、市主導で実施すべきである。

【措置の内容】

奈良市では、平成15年10月1日、土地開発公社保有地のうち長期保有に係る用地の利用及び処分について調整を行い、同公社の経営の健全化を図るため、市の幹部職員から成る奈良市土地開発公社経営健全化対策検討委員会を設置いたしました。

また、平成16年12月27日付け、総務省から出された「土地開発公社経営健全化対策」に基づき、平成18年3月、平成18年度から平成22年度までの5年間を期間とする「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を立て、その計画に基づき、土地開発公社の経営の健全化に向け、取り組んでおります。

先行取得の対象については、事業計画の明確なもの

を十分精査し、先行取得の対象としていく上で、取得の透明性を高めるため、どのようにすればよいか検討しております。

(2) 書類の保管状況について（土地開発公社）

【意見の要旨】

保有土地に関する資料の一部が適切に保管されていないものがあつた。少なくとも現在保有している土地については取得の経過などが確認できる資料を保管しておく必要がある。また、取得年度、金額、現況などが一覧できる台帳の整備が望まれる。

【措置の内容】

今後保有土地の資料の保管を適正に行うとともに、台帳の整備に努めてまいります。

(3) 借入金について（土地開発公社）

【意見の要旨】

土地開発公社では随意契約によって金融機関から借入をおこなっている。借入金は、単純に利率の低い金融機関から借り入れるべきであるとはいえないが、財政運営の観点等から競争入札を取り入れることが望まれる。

【措置の内容】

金融機関の対応を見ながら今後検討してまいります。

(4) 長期保有土地について（土木管理課）

【意見の要旨】

① 中ノ川造成事業

(㌦) 財政計画の厳格化

平成12年3月に「市民憩いの森」整備に向けて進み始めたものの、平成14年2月には当該事業が凍結されている。この間、作業部会での検討結果を受けて、平成13年12月に市長が計画案がまとまったと報告しているが、その半年後に事業凍結となっており、財政見通しが楽観的であったと言わざるを得ない。

(㌦) 事業推進体制の整備

大規模な損失を抱えている土地にもかかわらず、現時点では取り組みが進んでいない。権限と責任を持ってその利用・処分を検討する専門部署またはチームを組織することが必要である。

【措置の内容】

①(㌦) 中ノ川造成事業を進める際、財政的にも必要な要素について検討を重ね、実施可能性を見極めたうえで、事業を展開するよう努めます。

(㌦) 現有職員をもって対応可能な範囲で事業化手法を検討し、加えて現有職員だけではたいへん困難なので専従チームを編成して、市全体の意見を考慮に入れ進めるよう努めます。

(5) 帳簿価額と実勢価額との乖離（JR奈良駅周辺開発事務所）（都市計画課）（保健総務課）（土木管理課）

【意見の要旨】

土地開発公社で先行取得した土地の事業用地としての使用が遅れていることにより、多額の利息が発生し

ている。

【措置の内容】

「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、JR南特定地区区画整理事業及びJR奈良駅付近連続立体交差事業については、18年度に買戻しを実施しており、事業計画に定められた公共施設の整備を進めていきます。

また、JR奈良駅周辺整備事業については、保健所等複合施設建設用地として活用することとなり、平成19年度に実施設計を完了し早期に買戻しを実施し建設工事に着工することにより、損失を軽減するよう努めます。

中ノ川造成事業においては、一般会計を含めて採算性のある事業を計画実施することによって、損失を軽減するよう努めます。

(6) 長期保有土地に対する改善策について

【意見の要旨】

① 事業実施計画の明確化（企画政策課）

基本計画に盛り込まれている各事業については、中長期的な財政計画のなかで財源的裏付けを持った実現可能な事業実施計画を作成するとともに、社会経済環境の変化に対応して事業実施計画を毎年見直し、各年度の予算へ反映させることを徹底させるべきである。

② 長期保有土地の利用および売却の促進（企画政策課）

実施計画での位置付けが不明確な土地については、全市的に情報を共有化することにより、他部署における土地の有効利用の道を拓く必要がある。そのため、転用可能な土地情報を管財課が集約し、土地取得の必要な部署がいつでも情報を参照できる仕組みが有効と考える。

③ 奈良市土地開発公社を通じた土地の取得手続（道路建設課）

奈良市土地開発公社を通じた土地の取得については、事業実施計画が明確になった土地の取得のみを行うことが望ましく、その取得についても市民や議会がチェックできる手続が望ましい。

【措置の内容】

① 奈良市では、平成18年度から平成22年度までの後期基本計画を策定いたしました。そして、基本構想・基本計画を受けてその実現を計画的に推進することを目的として、同じく平成18年度から平成22年度までの期間とする実施計画を策定し、事業計画を具体的に示しております。土地開発公社の保有地についても、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づいた事業計画を先の実施計画に盛り込み、市全体の中期財政計画として位置づけることにより、長期保有土地の解消に努めております。また、当該計画の進捗管理をすることにより、その実効性を図っております。

② 「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」について各課への通知並びに奈良市ホームページでの公表に加え、奈良市土地開発公社経営健全化対策検討委員会におきまして、社会経済環境の変化等により事業計画の見直しが必要と思われる長期保有土地について、全市的な対応としての有効活用等の検討を進めております。

③ 奈良市土地開発公社での先行取得の対象については、街路事業など事業計画や施行期間が明確なものを十分精査し、先行取得の対象としていく上で、取得の透明性を高めるため、どのようにすればよいか検討しております。

(7) 奈良市土地開発公社の存廃について（道路建設課）

【意見の要旨】

奈良市土地開発公社の業務を執行するに足る職員が在籍せず、業務のほとんどについて、兼務職員が奈良市の職員として行っており、奈良市土地開発公社は組織として形骸化している。

また、公社は外部借入による土地取得が可能であることが安易な土地取得をもたらし、膨大な遊休土地を発生させた。さらに地価の低落で先行取得のメリットが失われているうえ、多額の含み損も発生している。公社の先行取得金額も落ち込み存在意義も薄らいでいる。

横浜市などでは、一般会計による買戻しを計画的に進めることを決定しており、奈良市も早い意思決定が求められている。

【措置の内容】

奈良市土地開発公社には、専任の事務局長が1名、兼務職員10名が在籍しています。今後どのような組織にすればよいか他都市の事例等を踏まえ検討しております。

また、奈良市土地開発公社の所有地のうち、所期の目的が達成できず、長期保有の状況となった土地もあり、奈良市土地開発公社の健全化が急務なことから、総務省の「土地開発公社経営健全化対策」に基づき、平成18年3月に奈良市土地開発公社健全化計画を策定し、保有地の簿価総額の縮減に取り組んでおります。

奈水 第1118号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様
同 高杉 美根子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成16年3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査の意見に対する措置状況

1 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について

1 人件費(総務課)

【意見の要旨】

① 定年退職者もしくは勸奨退職者に対して退職年度に特別昇給が行われており、その上乘せ号給は年々減少しているものの、平成14年度の退職者1名当たりの平均特別昇給額は866千円となっている。しかし、勤務成績が特に良好である場合という規定にもとづく昇給であるが、過去11年間の特別昇給対象者が90.6%となっており、現状の支給方法は合理的な基準とは言い難く、規定を拡大解釈しているものと考えられる。

② 企業手当として水道企業に従事する管理職員を除く職員に月額13,000円を一律に支給しているが、各種手当が別途支給されていることや他団体の状況などから、企業手当の支給金額は見直す余地があると思われる。

【措置の内容】

① 平成16年5月に、国が特別昇給のうち20年以上勤務して退職した場合の特別昇給制度を廃止したことを受け、市と調整を図り、労働組合と協議を行った結果、廃止することで合意し、平成17年度から廃止しました。

② 企業手当の見直しについて労働組合に提案を行い、過去の経緯を含め互いの認識を高めながら慎重に協議を進めました。

その結果、平成18年度は月額13,000円を6,000円に引き下げることで合意しましたが、さらに引き続き協議を行い、廃止することで合意し、平成19年度から廃止しました。

2 契約に係る事務の執行

【意見の要旨】

① 現行の制限付一般競争入札は、一つの企業は「土木・建築・舗装」、「送・配水管工事」、「造園」のいずれかの業種にしか登録できず、一つの等級に対して請負対象金額の範囲が一つに限定されているなどの制限があり、競争原理を醸成するためにも検討すべき点がある。

また、工事物件以外に係る入札参加業者の指名については、指名業者選定の根拠が文書上、不明瞭なものがあつた。(経理課)

② 金額の大きい施設管理運営業務委託の入札結果をみたところ、落札率は96.8%から99.9%となっており、平均落札率は97.9%であった。また、7回の入札のうち6回は、落札業者しか入札書比較価格を下回る価格で応札していなかった。さらに、契約の方法に拘らず、各委託業務の落札業者は平成11年度から平成15年度まで全て同一であった。工事物件と同様の一般競争入札に移行するなどの対策を講じることが必要であると思われる。

また、奈良市水道局庁舎の保守管理は一括委託となっており、再委託が委託料押し上げの要因と考えられる。個々の業務ごとに一般競争入札を行うことを検討すべきである。

さらに、奈良市水道局庁舎保守管理業務の委託について、着手届以降の証憑が入手されていないが、委託契約終結の確認の意味でも、少なくとも年度末に完了届を入手すべきである。(経理課)

③ 工事関係の支出伝票の支払方法欄について、伝票作成者により記入区分が異なることのないよう、その記入方法を周知・徹底する必要がある。

また、工事施行の過程で何らかの変更が生じた場合、変更契約書もしくは設計変更伺い書が作成されるが、設計変更伺い書については、奈良市水道局文書取扱規程第14条第3号の「常例または単純な様式の書類の発行をもって足るもの」を根拠規程として設計変更伺い書を用いているにもかかわらず、「簿冊等に登載し、例文処理を定めたもの」の条件を満たしていない。乱用を防止するためにも、設計変更伺い書は様式を明確にし、用途を制限する規定を設ける必要がある。

さらに、工事設計書(金額あり)の決裁権者については特に規定がないが、工事施行決定の決裁権者と合わせるべきである。(経理課、工務課)

【措置の内容】

① 市の入札制度との整合性を図りながら、入札の適正化及び公平性を確保するため、請負対象金額(発注金額)を設定しています。

また、送・配水管工事には高度な技術力を必要とし、公共工事の品質確保を図る必要があるため、登録業種に制限を設けています。

また、指名業者の選定理由を詳細に書くよう周知徹底しました。

② 委託業務については、建設工事のように客観的な総合評点がなく、入札参加者の適格性を判断することが難しいため、一般競争入札には適さないと考えています。

また、再委託業務の分離発注について検討した結果、現在の委託方法がより経済的かつ効率的であると考えています。

さらに、奈良市水道局庁舎保守管理業務の委託について、各種業務完了報告書・点検報告書とは別に、平成15年度から年度末に完了届を入手しています。

③ 支出伝票の支払方法欄の記入方法について、伝票作成者により記入区分が異なることのないよう、周知徹底しました。

また、設計積算システムにより作成する設計変更伺い書の様式を、会計帳簿等の様式に関する規程に搭載しました。

さらに、工事施行決定の決裁権者は事務専決規程に明記されており、工事設計書はその際の資料であ

り、現行通り課長専決でよいと考えています。

3 金銭管理（料金お客様課、経理課）

【意見の要旨】

① 奈良市水道局会計規程第49条では、「企業出納員及び現金取扱員は、料金その他収入金の徴収上釣銭を必要とする場合は、管理者が見積もった相当金額を保管することができる」と規定しているが、小口現金の金額設定根拠が明確でなく、かつ現状は多額な小口現金が保有されている。安全性の面からも、小口現金の補充期間や設定金額を見直す必要がある。

【措置の内容】

① 料金お客様課計量係の現場精算用は廃止しました。また、前受金精算用は経理課からの出金のサイクルを短くすることによって保有現金の額を平成16年9月30日で10万円減額しました。経理課の小口現金5万円については、平成15年度末に預金口座へ返納しました。

4 水道料金算定についての考察（経営管理課）

【意見の要旨】

奈良市水道局においては、水道料金を算定する際に、総括原価算出法を採用しており、現在の水道料金は平成11年度の料金改定時の単価である。

水道料金設定のあり方として、①経営効率化計画を水道料金に盛り込む、②計画期間中は水道料金の見直しをかける、③世代間負担を考えた会計処理にもとづく水道料金の設定を行う、ことが必要である。

奈良市水道局においては、平成11年度の料金改定時の計画値算定において、定性的な経費削減目標を掲げているものの、定量的な目標額がなく、当該計画値に経営効率化計画が盛り込まれているとはいえない。また、水道料金算定に重要な影響を与える有収水量が、計画期間中の平成13年度に減少に転じているにもかかわらず、水道料金の見直し検討が行われていない。そのうえ、前記のとおり退職給与金など費用の先送りを行っていることから、過去の受益者が負担しなければならない費用を、将来世代の受益者が負担していることになっており、世代間負担の公平という考え方からすれば望ましくない。

水道料金算定の際には、適正な会計処理にもとづかなくてはならず、料金算定基礎となる会計処理の妥当性についても十分に検討しなければならない。なお、監査人が考える適正な会計処理を行えば、現在の水道料金は低いこととなる。

【措置の内容】

平成11年の料金改定にあたっては、水道事業等料金審議会に諮問した結果、①機構の見直しと人材育成、②東部地域などの水道整備による施設の維持管理の効率化、③浄水場施設の維持管理の一元化などの効率化等の答申がなされ、これらの提言を受け議会等での効率化政策を含めた議論を経て承認をされました。

今後の料金改定においては、現在、(株)日本水道協会

で改正を検討されている水道料金算定要領に留意し、審議会などの提言を尊重するとともに、費用削減の効果及び努力等の経営効率化計画について、量的に具体的な数値目標額を設定し、より慎重に料金原価を算定して議会等に審議をゆだねていきます。

奈 総 財 第176号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾 田 邦 夫 様
同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

補助金等に関する事務執行状況について

1 奈良県市長会負担金について（秘書課）

【意見の要旨】

① 平成15年度の決算書・実績報告書が総会で承認されるのは、平成16年11月である。総会の実施が11月というのは慣例化しているとのことだが、できるだけ早期に決算書を入手し審査する必要がある。

② 奈良県市長会決算書によると繰越金が多額になっており、予算消化できていない面もあることから、負担金の減額見直しを行うべきと考える。

【措置の内容】

① 奈良県市長会に対して、速やかな決算の実施を働きかけているところであります。

平成17年度決算においては、平成18年8月11日に監事による帳簿及び証書類の監査を行い、平成18年9月1日の定例会にて監査結果の承認を得ています。

② 奈良県市長会に対して、繰越金が多額となっている現状についての再検討、及び市長会負担金の減額を働きかけているところであります。

平成19年度市長会負担金額においては、奈良市分は12,447千円であり、平成15年度の15,106千円と比較して減額しております。

2 国際交流協会補助金（文化国際課）

【意見の要旨】

奈良市国際交流協会の活動状況や多くの繰越残高、また、会費収入の見直しを図ることにより、総合的な観点から補助金を見直す必要がある。

【措置の内容】

外部監査の意見を受け、平成17年度については引き続き多くの繰越残高があったため、同協会運営補助金及び事業補助金の交付申請が行われなかった。

平成18年度については、繰越残高によって協会の運営はまかなえとの判断から運営補助金を廃止し、事業補助金の交付を行った。

平成19年度は3割減で事業補助金を予算化しているが、協会の事業の展開を見すえて、交付を検討する。

3 職員福利厚生補助金について(人事課)

【意見の要旨】

共済組合制度と類似する制度などの見直しを実施すべきである。

傷病見舞金や療養補給金は安易な病休を助長している可能性があることは否めず、見直しの余地は大きい。

【措置の内容】

市補助金の補助単価については、平成16年度には職員一人あたり1,420円/月であったものを段階的に減額し、平成18年度には1,000円/月とした。また、平成19年度には、市補助金(人件費分)1,200万円を廃止した。

見直しの余地が大きいとされた傷病見舞金と療養補給金は廃止した。

互助会事業の積極的な見直しをはかり、「クラブ活動育成補助」「競技会選手派遣補助」「プロ野球年間指定席の購入」等を廃止した。

4 助奈良市文化振興センター(奈良市美術館)運営補助金(文化国際課)

【意見の要旨】

自主企画展の開催にあたり、予算実績分析を十分にを行い、入場者数や観覧料収入など具体的な数値目標を掲げて、できるだけ補助金の削減を検討すべきである。

【措置の内容】

施設管理者が行う自主企画の展覧会に対しては、その事業目的、事業内容及び収支予算計画等を実績も踏まえ十分精査するとともに、事業費の助成についても削減を図っている。

5 救急医療施設・設備整備費補助金(病院事業課)

【意見の要旨】

補助対象病院の選定を奈良市医師会に依頼しているが、その選定理由は明示されておらず、実質的には医師会に所属している病院が順番に補助を受けている状態である。また、医師会の推薦を前提としていることから、市が直接委託している休日診療の二次受け病院が選定から漏れている。

よって補助制度の周知徹底を図り、公平な機会提供、選定理由の明確化を図る必要がある。

【措置の内容】

平成17年度は、休日及び夜間二次受け病院に対して市より直接通知を行い実施したが、平成18年度より補助金制度の見直しにより当該補助金は廃止した。

6 奈良市公衆浴場設置改善事業費補助金(生活衛生課)

【意見の要旨】

① 公衆浴場生活衛生同業組合に対する水質検査等の事業補助金の交付は保健所生活衛生課が担当、設備改善の事業補助金の交付は市民生活部衛生課が担当しているが、補助対象・目的とも同一であることから、いずれか一方の課で補助事業を実施することを

検討すべきである。

② 奈良市公衆浴場設備改善事業態、浴場の利用状況などを把握し、次年度以降の補助金支給の参考とすべきである。

【措置の内容】

① 平成19年度の奈良市の機構改革により、前年度までの担当課であった衛生課が廃止され、現在は生活衛生課が担当している。

② 効果の観点から、当該補助金を見直した結果、平成19年度より補助金そのものを廃止とした。

7 奈良市同和対策活動事業補助金(人権推進課)

【意見の要旨】

過去3年間の補助対象事業の推移をみると、補助対象となる事業を絞っていくなど、市として努力を行っているが、今後も、事業に強弱をつけて補助事業削減努力を行っていくべきである。

【措置の内容】

平成18年度まで段階的に削減し、平成19年度において廃止した。

8 奈良県教誨事業後援会補助金(福祉総務課)

【意見の要旨】

① 「奈良市補助金等交付規則」により、補助事業等の完了の日から起算して1箇月経過した日までに、実績報告書を提出しなければならないが、当後援会の総会が例年6月中旬であるため、4月中に仮の決算書を入手する必要がある。

② 奈良市以外の市町村は補助金を支給していない中、奈良県、奈良県市長会と並んで奈良市が補助金を支給する必要性に疑問がある。また、補助金・助成金収入総額が後援会の運営管理費を上回っており、なお、繰越金も補助金・助成金を上回っていることから、補助金の必要性について十分検討する必要がある。

【措置の内容】

① 平成18年度から奈良市補助金等交付規則に従い期限内に実績報告書に添えて仮の決算書を提出させております。

② 当該補助金の必要性等について、再検討を行った結果、平成19年度からは、奈良市の補助金を廃止することにしました。

9 奈良市中心身障がい者福祉作業所運営補助金(障がい福祉課)

【意見の要旨】

奈良市社会福祉協議会の運営する小規模福祉作業所については、会計上独立しておらず、他の事業等で共通する経費などは、按分による経費計上による決算をしている。

その経費の割り振り如何では、補助対象経費に影響がでて、補助金額が変わることが予想される。

補助金交付要綱の改正を行い、より具体的で特定のしやすい科目による補助対象経費を設定することで、

補助金算定の基準の明確化を図ること。

【措置の内容】

奈良市社会福祉協議会が運営する福祉作業所は、平成17年4月から知的障害者通所授産施設「授産施設みどりの家」としてサービス移行を行いました。利用者の状況に応じた、より充実したサービスの提供が可能となり、会計上も独立採算制を導入して、現在に至っています。

奈良市社会福祉協議会が運営する作業所が無い現状において、要綱の見直しをすぐに行う必要性は低いと思われませんが、補助金算定の基準の明確化は、今後も検討してまいります。

10 少額補助金の総合的な見直しについて（障がい福祉課）

【意見の要旨】

各障害者団体との友好を維持するためにも、たとえ少額であっても支出する意義はあると考える。しかしながら、奈良市の補助金が各団体の収入合計に占める比率を考えると、各団体への貢献度合いは低いと言わざるを得ず、また、繰越金額が多額になっている団体もあることや、そもそも補助金の性格に馴染まず、活動奨励報奨金などという性格もあることから、補助金という支給形態にこだわらずに、総合的に補助金を見直す必要があると考える。

【措置の内容】

少額であります。各障がい者団体への活動に対する助成が評価されたと受け止めております。また、各障がい者団体には、障がい者の自立及び社会参加が促進されるにあたって、果たされる役割は多大であると認識しております。しかしながら、助成の支給形態につきまして見直しの御意見をいただき、関係各課と調整を図っておりますが適切な執行科目及び支給方法の特定にはいたっておりません。今後更に検討を重ねてまいります。

11 万年青年農園事業補助金（長寿福祉課）

【意見の要旨】

制度を利用している地区連合会・会員が限定されていること、収穫した野菜は主に耕作者の家庭で消費されていること、万年青年クラブ地区連合会等への補助金と当該補助金の運営費相当額とが重複することなど、補助金の支出根拠は薄いと云わざるを得ない。

また、広く市民が利用できるものとして市民農園という制度が準備されているにもかかわらず、市民農園の利用者・所有者への補助金は交付されていないことも勘案しつつ、これらの補助金の整理・統合を検討すべきである。

【措置の内容】

平成18年度をもって補助金を廃止した。

12 万年青年クラブ等活動補助金（長寿福祉課）

【意見の要旨】

補助金の交付に当たっては、地区万年青年クラブ連合会会長の会合の日に会長に現金を手渡し、各クラブ

の代表に渡すよう依頼しているが、補助目的に照らし支給の事実を明確にするため、また、支給の安全面を考慮して、クラブ名義で振込にすることもひとつの方法である。

【措置の内容】

平成17年度の交付より、クラブ名義口座への振込みとした。

13 奈良市社会福祉施設等施設・設備整備費補助金（保育課）

【意見の要旨】

当該事業の目的は、待機児童の解消及び多様化する保育ニーズに対応しようと施設整備を進めているが、依然として待機児童の数は減少していない状態である。そこで将来の需要予測等を勘案し、園児数が減少する幼稚園と連携をとるなどして目標値に近づける必要がある。

【措置の内容】

本市では、待機児童の解消を図るために、平成16年4月から平成18年度にかけて、4園の創設と1園の増改築により420人の定員増を図っています。また、平成19年3月27日には学識経験者や市民公募した委員で構成する奈良市保育所運営検討委員会を立ち上げ、本市の保育行政をより効率的に行うために、運営形態や民営化に関する基本的な事項の検討を進めています。一方、多機能な保育事業の実施のために認定こども園の設置基準や認証保育園制度の整備を検証し、今後の目指すべき保育行政について明らかにしていく考えであります。

【待機児童数の推移】 (単位：人)

	H17/2	H18/2
①定員	4,995	5,515
②入所数	5,079	5,359
③待機児童数	582	326
待機割合 (③÷①)	11.7%	5.9%

・従来基準の待機児童数としています。

14 事業推進及び環境保全対策助成金（土地改良清美事務所）

【意見の要旨】

① 助成団体の活動実績を把握しつつ助成金の有効活用を促すために、ただ協定に基づいて支出するだけではなく、助成金を生かした地域の活性化支援も併せて視野にいれ、地域の指導力の育成、向上が求められると考えられる。

② 助成金の受益者、処分場の使用状況等を勘案したうえで、助成金額と期間を見直すべきである。なお、処分場は協定を更新し続けるのではなく、ごみの減量・分別、ごみ質の多様化、処理技術の向上等を総合的に勘案し、残存稼働年数を地元の合意を得なが

ら設定する必要がある。

【措置の内容】

① 本事業は一般廃棄物最終処分場という、性質上地元住民には受け入れ難い施設であり、その事業推進には、地権者並びに近隣自治会及び住民の大きな理解と協力無しには推進できない事業である。

本監査で意見のあった、環境保全対策助成金は、地元自治会と本市が最終処分場として適正な処理を行って行く上での信頼関係を保つ最も有効な手段として実施している不法投棄等の監視事業への助成であり、これにより今後も事業の持続推進が図られるものと考えている。

意見内容を踏まえ、その活動に対しての実績の報告を求め、より有効な手法がないか検討を行っている。

② 本事業は一般廃棄物最終処分場という、性質上地元住民には受け入れ難い施設であり、その事業推進には、地権者並びに近隣自治会及び住民の大きな理解と協力無しには推進できない事業である。

本監査で意見のあった、金額と期間については、18年度に新たに協定書を交わし、実情に応じた額の助成を行っている。

また、残存稼働年数については、ごみの多様化・処理技術の進歩等を総合的に勘案し、今後設定する方向で検討する必要があると考えている。

15 平城遷都祭実行委員会負担金（観光課）

【意見の要旨】

平城遷都祭実行委員会から、遷都祭の企画、会場の設営、運営など大部分を協同組合に委託している。

しかしながら委託に際して提出された見積に対して、金額のチェックは困難として内容のみ確認しているが、他社の単価などと比較するなど、より厳密に見積の審査を行い競争原理を導入した契約への変更などを検討すべきである。

【措置の内容】

平成17年度より平城遷都祭実行委員会を市とは別の民間ボランティアで組織し、企画、運営等すべてを民間の実行委員会に委ね、平成18年4月29日・30日に開催の第7回平城遷都祭から実施しています。開催費用についても実行委員会に対し、負担金として支出しているため市として直接契約ができないので、実行委員会に対しできるだけ経費節減のために複数の業者から見積を取るなど経費縮減に努めることを指示し、支出を少なくする努力をさせています。

16 柳生観光協会補助金（観光課）

【意見の要旨】

柳生地区の観光振興を目的とした補助金であるが、補助対象経費の中に慰労会や渉外費名目で香料が計上されていることが判明、補助の対象としては合理的とは考えられない。

このような経費を補助対象経費にしないためにも、

要綱等で補助対象経費を明確に規定するとともに、それに適した支出がなされているか精査をしなければならない。

また市からの事業補助金のうち事務局長に支払うべき人件費から社会保険、厚生年金などの掛け金分を事業費に不正流用されていた事実が発覚した。当協会への奈良市の補助金は事務局長の人件費をもとに算出されているが、要綱などで補助対象経費が人件費と定められているわけではない。厳密には流用とは言いがたいが、協会として当然支出すべき保険や年金の掛け金が支出されていなかったことについては、実績報告の中で担当課が把握し指導する必要があったといえる。

このことから、補助対象経費の明確化と、決算書の十分な審査が必要である。

【措置の内容】

外部監査の意見等を受けて、当観光協会の補助対象経費について精査し、補助対象として適さないものについては計上されていません。また、補助金の使途についての要綱の作成はしていませんが、交付目的に沿って適正に執行されているか定期的に確認しています。

17 奈良の鹿保護育成補助金（観光課）

【意見の要旨】

（助）奈良の鹿愛護会の補助金はその使途目的、基準が明確に決まっていないため、一部が鹿害阻止農家組合に食害対策費として支給されていることは否めない。

この食害対策費として支給されているものは、過去の経緯から見舞金としての性格を有しており、使途基準は決まっていない。よって農林課が支出している鹿害防止柵とは性質の違うものである。

しかし、補助金の使途については、鹿害を防ぐという目的は同じであるため、今後、農林課と連携を深め鹿害対策費の全体像を把握しつつ、補助金の一本化について検討の余地があると考えます。

【措置の内容】

国の天然記念物である奈良の鹿の保護活動をしている（助）奈良の鹿愛護会の団体運営に対して、当会の運営が健全に進められるように、観光課では補助していません。奈良の鹿愛護会の事業の一部に、食害対策費として鹿害阻止農家組合に支給されていますが、過去の経緯から見舞金としての性格を有しており、農林課が補助している鹿害防止柵とは、性質の違うものであり、一本化しにくいものと考えています。

18 なら観光ボランティアガイドの会補助金（観光課）

【意見の要旨】

世界遺産登録されるのを契機として、有料ガイドしかないため、ボランティアガイドによる案内も必要ということで、当該補助制度が創設されて、現在に至っている。ガイド件数や観光客数が増加しているのに、毎年度一定額しか支給しない補助金は不合理と考えられる。

奈良がこの会の活動の必要性や効果を十分に認識するならば、会の活動内容を制限しないためにも、補助対象経費と補助率を明確に設定し、活動規模に応じた補助金額を支出することが望ましい。

【措置の内容】

補助金の助成金額は、団体からの要望に基づいて、その運営、活動の内容に対して補助を行っており、補助率の設定は敢えてする必要はないと考えている。今後も予算の範囲内で、引き続き団体の健全な運営、活動が行えるよう補助・指導を行っていきます。

19 (財)奈良市勤労者福祉サービスセンター運営補助金(商工労政課)

【意見の要旨】

組織の自助努力を促すべく自己負担部分の目標値を設定することで、短期間の到達は困難でも、補助金の削減が可能と考えられるため、会員数の増加策が当面の課題と考えられる。

【措置の内容】

財団は平成17年度から厚生労働省の所管する中小企業勤労者総合福祉推進事業に係る自立化推進事業対象団体の指定を受け、勤労者福祉サービスセンター自立化推進事業実施計画書を作成し、自己負担部分の目標値を設定ということも含め自立化を目指し、会員募集強調月間をもうけて精力的に企業を廻り勧誘するなどして会員の増加を図っている。

20 (社)奈良市商店街振興会事業補助金(商工労政課)

【意見の要旨】

奈良市内の商店街活性化を図るため商店街活性化事業につき補助を実施している。それに関して、招待旅行関連費用は実態からすると、商店街の活性化を図るという目的からは適合していない面もあるため補助支出の実態を勘案して、補助金支給の是非を十分検討すべきである。

【措置の内容】

大型商業施設の出店、地域経済の停滞等で厳しい状況下にある商店街全体の魅力、活性化等を図るためには商店街振興会の事業補助は必要不可欠である。

また、招待旅行関連費用については、協議を重ね廃止することで合意に達した。

21 奈良市退職者協議会補助金(商工労政課)

【意見の要旨】

上部団体の高齢者と退職者協議会との関係を考慮し、補助金等の総合的な見直しを行うべきである。

【措置の内容】

奈良市退職者協議会は、高齢者施策の充実を求めた諸運動の推進とボランティア等の活動を実施しており、高齢者の事業等を考え合わせ、補助金を減額し自立を促した。

22 鹿害防止対策事業補助金(農林課)

【意見の要旨】

① 「農林水産事業補助金等取扱基準」はあるが鹿害

防止柵等の施設・設備に関する使用年数が決められていない。補助金交付決定通知書の交付条件のなかに当該施設・設備の内容や使途目的に応じて、目安となる使用年数を定めておくのも有用である。

② 補助金支給は鹿害阻止農家組合に対し1口座となっているが、当該組合は12地区で構成され、それぞれが施設・設備の発注を行っている。各地区の見積書については、農林課でも十分検討を行い、業者の決定方法、単価の妥当性などについても厳密に審査を行うべきである。

③ 鹿害防止柵等の設置が主な補助事業の内容になっているが、その効果がどれだけ出ているかを、できるだけ数値として把握する必要がある。今後でも被害状況を十分に把握し、地域別、柵の種類別など、詳細に分析することによって、これからも効果の検証を行うことが求められる。その結果、効果がないと考えられる地域等では、鹿害阻止農家組合とも十分に協議して、補助金等の支給の是非や、その使途基準について十分に検討を行う必要がある。

【措置の内容】

① 鹿害防止施設・設備の使用年数の取り決めについては、主に設置している防止柵等の施設は、フェンスとコンクリートで固定した支柱とアンカーで補強されているため、漁網と木杭で作る柵に比べれば恒久的でかなりの耐用年数になる。また、過去に設置した支柱等の補修や点検も定期的にも実施され管理も行き届いている。電気柵等の防止設備については、農業資産の減価償却年限を基礎に使用年数を指導している。

② 鹿害防止柵設置に係る見積り内容については、農林課において見積先、単価の妥当性等など審査を行い、年度末には各地区の竣工届により、施設・設備の設置箇所ごとに踏査し、施設設置延長、設備検査、設置状況等を検査及び確認をしている。各地区とも農家の高齢化が進み、施設設置に要する立会の調整や作業に苦慮されているのが現状であり、今後も、より一層の補助金交付の適正化に努めます。

③ 毎年度、事業効果を検証するために、地域別に農作物被害状況や問題等を調査致しております。鹿害防止柵等を設置した場所は、農作物等の被害も少なく明らかに効果があります。しかしながら、翌年には鹿害防止施設が設置されていない場所に農作物被害が拡大し、結果としては、減らない現状にあります。鹿の頭数については、奈良の鹿愛護会の調査結果によると、春日原始林、奈良公園内の鹿の頭数は、ここ数十年1,000頭から1,200頭を推移している。だが、鹿害阻止農家組合によると、奈良公園等から脱走し、近くの里山や荒地に住み野性化した鹿がかなり生息しており、これらの鹿による被害も多いようである。また、奈良公園内で鹿が人間と共生できる理想の頭数は700頭から800頭とも考えられている。

今後も、被害状況を十分把握し、事業効果の検証に努めます。

23 大和高原国営農用地開発事業負担金（農林課）

【意見の要旨】

昭和50年に着工した大和高原国営農用地開発事業は、着工から事業の終止符が打たれるまでに21年という年月がかかり、その間に社会的変化や受益者の高齢化等に伴い2回にわたり計画変更を余儀なくされた。

問題視しなければならないことは、工事費の高騰と、受益面積の減少に伴う負担金の急増である。農業、農地が持つ公共性の観点も考慮しなければならないことは言うまでもないが、公共の役割という名のもとに、事業が現状維持のまま推進されてきた。例えば、畑地でのスプリンクラーによる自動散水するためのパイプラインは各圃場まで届かず、手動でかん水を強いられることになっている。よって、農業の省力化、生産性の向上を目的とした当該事業の成果を満足に挙げていない面があることは否めない。今後、かんがい用水の設置を含めて当事業の有効性を高める努力をさらに行う必要がある。

こうした、当初計画から大きく後退した当事業に対する国の責任は大きいと言わざるを得ないが、今後の農政のあり方、国と地方とのあり方を考える上でも、国営事業でもその負担者となっている地方は国に対して説明責任を求めていくことが重要と考える。

【措置の内容】

国営事業によるところの、畑地へのスプリンクラーによる自動散水施設及び、それに必要な末端パイプラインは未整備のままであり、暫定的に拠点的な位置に設置された給水スタンドよりのかんがい施設となっている。そうしたことからこれを補完する新たな事業として県営畑地帯総合整備事業の導入により、国営事業で計画されていた茶畑への末端水利施設の整備を図って行く取り組みを行っており、平成19年度より一部の地域ではあるが事業実施の計画も立っている。また、当初計画から大きく後退した事業に対する国の責任について説明を求めることは難しい。

24 森林総合保育事業補助金（農林課）

【意見の要旨】

① 間伐材1本あたりで補助をおこなう事業であるが、補助事業者等が撮影した写真検査のみで、実数を確認することなく補助金支給を行っているので、現場確認検査することが望ましい。

② 小径木の利用促進に対する補助事業を活用している人はわずか6人とどまり、有効な事業とは言いがたい面があり、より効果の高い施策を戦略的に考える必要がある。

【措置の内容】

① 事業検査については、提出写真、納入伝票及び現場抽出による現地確認によって実施した。

② 山林労働力不足や、間伐材の価格低迷により年間

補助事業量の一定量確保が望めないで、平成17年度に補助事業を廃止した。

25 まちづくり支援活動補助金について（都市計画課）

【意見の要旨】

アドバイザー・コンサルタント派遣とまちづくり活動補助金の交付は、利用実績が少ないので、支援制度の再検討が望ましい。

【措置の内容】

平成19年度において、まちづくり支援制度の周知を図るため市民だより・ホームページへ掲載し、必要に応じ支援制度の見直しを行っていく。

26 政務調査費（議会事務局）

【意見の要旨】

④ 市の管理体制の強化

市として、収支報告書の内容を十分に把握していなかったことから、現在の市の管理体制を見直す必要があると考える。

また、補助金受給団体の適正な使途状況等を第三者に対して説明する責任があり、議会会派に対する政務調査でもこの責任は同様に存在すると考える。

政治家には、通常以上の高い倫理観が求められ、こうした点からも、よりいっそう議員としての高い見識と倫理観に基づいた制度の運用が必要であるのと同時に、市側の管理体制も強化する必要があると考える。

【措置の内容】

議会の動向を踏まえ検討していきます。

奈 教 総 第472号

平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾 田 邦 夫 様
同 高 杉 美根子 様

奈良市教育委員会教育委員長

小 谷 勝 彦

包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を通知します。

補助金に関する事務執行状況について

(1) 私立幼稚園運営費補助金（教育総務部教育総務課）

【意見の要旨】

① 当該補助金は私立幼稚園に補助を行うことによって保育料の高騰を防ぐことを想定していると解釈でき、当該補助金は「私立学校の経営の健全化」が第一の目的になっていることから、補助金の積算において「保育料軽減分」を加算するよりも、補助金を直接幼稚園に支給し、教育条件の維持、向上を図る事業を実施するほうがより目的に適合すると考えられる。

また、奈良市内在住で奈良市内にある幼稚園に通う園児を持ち、かつ、所得制限内の保護者には、同趣旨の補助金が重複して支給されることになるため、「幼稚園就園奨励費補助金」で保護者の経済的負担を緩和することとし、「私立幼稚園運営費補助金」は補助金の算出基礎から保育料の減免分を除き、他の趣旨での支給を検討すべきである。

【措置の内容】

- ① 「保育料軽減分」の加算については、平成8年度から新たに追加されたもので、平成17年度9,500円に、平成18年度・19年度6,000円にそれぞれ引き下げを行った。今後、同趣旨の補助金が重複して支給されないよう、補助目的の見直しの検討を行う。

奈市議第962号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様
同 高杉 美根子 様
奈良市議会議長 峠 宏明
包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

補助金等に関する事務執行状況について
政務調査費（議会事務局）
意見の要旨

- ① 使途基準の厳格な運用
政務調査費の使途基準は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に明記されているが、使途基準の記載内容で解釈の分かれるところは、十分な取り決めを行い、その範囲内での支出を各会派が行うように十分に留意すべきである。
- ② 旅費の精算方法について
交通費については、入手可能な領収書は必ず会計帳簿の裏づけとしておく必要がある。また、宿泊費や日当の金額は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に明記することが望ましい。
- ③ 支出状況の積極的な公開
他団体の議員の例を見習って、積極的に使途状況を公開することが望まれる。また、先進地視察で得られた成果については視察報告書だけに留まらずわかりやすくまとめた結果を広く公開すべきと考える。
- ⑤ 他団体での見直し状況を参考にすべき
他団体においては、政務調査費の運用に関して盛んに見直しが行われている。京都市議会は、支出目的について1件5万円を超えた場合は、議員に領収書の提出を義務付ける方針を固めた。また、茨木市では、従来の収支報告にくわえ、会計帳簿と証拠書類（領収書

など）を議長へ提出することを義務づける条例を制定し、これらの書類に対して適正に運用されているかを調査する権限を議長に付す条項も新たに加えられている。

これらの状況を参考にしつつ、より厳格に運用することが望まれる。

措置の内容

平成19年9月21日に設置した議会制度等検討協議会で検討してまいります。

奈総財第177号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様
同 高杉 美根子 様
奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成18年3月27日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成17年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

財務管理事務の執行状況と財務管理組織の整備状況について

- 1 公営企業と保険等3事業の「当年度事業収支」を管理すべきだ

【意見の要旨】

- (1) 各事業の「当年度事業収支」の管理は各事業の受益者と納税者との負担のバランスをとるために必要である
- (2) 奈良市の各事業の「当年度事業収支」の管理状況
- (3) 各事業の「当年度事業収支」をモニタリングする体制の整備が必要である

【措置の内容】

現在、本市においては、地方公共団体の公会計改革におけるバランスシート等財務諸表の整備を段階的に準備し、作成を進めているところであり、指摘されている事業収支の内容については、総務省方式によるバランスシートや行政コスト計算書を作成することで対応し、受益者と市税の納税者との負担割合、一般会計の負担割合を表示することが出来るものと考えています。新しい国の指針においては、財務4諸表を平成21年度までに作成・公表することを義務付けしているため、本市においても、そのスケジュールに合わせて、連結ベースの財務諸表を作成する準備を進めています。

- 2 「一般会計・特別会計結合決算書」の作成及び開示

【意見の要旨】

住民（納税者）に対して奈良市の財政状況をわかりやすく説明するためには、特別会計として区分経理されている各公営企業会計及び公営事業会計を含めた、すべての会計の財政状況を要約的に一覧できる「一般会計・特別会計結合決算書」を作成して開示すること

が望ましい。

奈良市の「平成16年度一般会計・特別会計結合決算書」を見ると、公営企業・公営事業の中で、経営状況が最も悪いのは下水道事業である。「一般会計・特別会計結合決算書」を住民（納税者）に対して開示することは、地方自治法第233条第6項に規定されている地方公共団体の長の会計責任（Accountability）の重要な部分を構成するのではないかと考える。

【措置の内容】

従前からの歳入歳出決算書では、資産等のストック情報やコスト情報に乏しく、特に公営事業等の特別会計における経営状況の実態が分かりにくい。最近では、地方公共団体の公会計改革の中で、企業会計を考慮した財務諸表の作成や市民への開示が求められている。そこで、本市においても、国の行革推進の指針に基づき、平成21年度までには、連結ベースの財務諸表を整備する準備を進めているところだ。

3 予算・決算要領及び財政状況を住民に対してわかりやすく説明すべきだ

(1) 決算の問題点・変動要因・予算の重点施策等をわかり易く説明してほしい

【意見の要旨】

広報で予算の概要を開示しているにもかかわらず、決算の情報を開示していない。その掲載にあたり、前年度決算と比較し、変動の要因について説明するとともに、市債（借入金）、基金についての当年度末残高を掲載すべき。財政指標を用いた財政状況の説明も必要である。

また、予算について、具体的な費目や大きな影響を与えた事業を引用して説明することが望ましい。その際には、当年度の重点施策等を引用しながら説明するとともに、市民1人当たり予算額を算出して掲載するなど、市のお金の使い道を市民にわかりやすく伝える工夫が望まれる。

【措置の内容】

決算については、平成16年度の「しみんだより」で財政指標を用いた説明をしました。平成17年度では、市債残高及び基金残高について掲載しました。

また、予算については、平成18年度から、重点施策の一覧を掲載し、市民1人当たり予算額もイラストによりわかりやすく説明しています。

(2) ホームページにおける財政開示の改善案

【意見の要旨】

市民に市の財政状況をわかりやすく説明するためには、決算を当年度予算や前年度決算と比較し、予算との差異や前年度からの変動についての要因を説明することにより、当年度決算の特徴や問題点を明確に伝えることが望ましい。また、時系列推移や他の中核市との比較分析を用いて財政状況の推移をわかりやすく伝えることができる。

予算については、市民に対し予算の根拠を説明する

ために、予算作成にあたり基礎となる施策、事業及び予算額を単純かつ明快に示すことが望ましい。

貸借対照表と行政コスト計算書を開示し、市の財政状態とその変動についての状況を市民によりわかりやすく説明し、地方債残高を会計別に明示すべきである。

【措置の内容】

決算については、平成17年度から、予算との比較以外に、前年度との増減額及び増減率により概要を説明しました。主要な施策の成果説明書及び財政状況等一覧を公開しました。

予算については、平成18年度から、重点施策項目及び予算概要を予算規模の推移等の表を用い、説明を行っています。

また、貸借対照表と行政コスト計算書については、国が、地方公共団体の公会計改革におけるバランスシート等財務諸表の整備を行うための新たな指針作りをしておりますので、本市においては、現在既にある指針や要領により、段階的に準備し、作成を進めます。

4 財政状況の開示に係る事務体制を改善することが望ましい

【意見の要旨】

財政状況の開示に係る事務を市民にとってわかりやすい形で適切に行うためには、財政課、広報課、企画政策課のそれぞれの役割分担を明確にするとともに、各部課が関連する情報を共有することが必要であろう。

【措置の内容】

今後も、財政状況の開示に係る事務については、財政課が関係課と調整のうえ、適切に行います。

5 予算編成の基本方針としての長期財政収支計画を策定すべきだ

【意見の要旨】

「奈良市行財政改革実施計画」において、行財政改革推進期間ごとの数値目標を掲げているにもかかわらず、平成16年度末現在、具体的な財政運営の指針は作成されていないのが現状である。上記の数値目標を達成するための各年度の具体的な財政健全化計画が、必ずしも明確ではない。10年後の目標のみ定めても、当該目標を達成するための各年度の財政健全化計画が明らかでなければ、数値目標が毎年度の予算編成を規制する力は乏しいと言わざるを得ないであろう。財政健全化のための数値目標を達成できるようにするためには、各年度ごとの財政健全化計画（「長期財政収支計画」）を策定するとともに、それを予算編成の基本方針とすることが望ましい。また、一般会計のみならず、「特別会計の財政健全化計画及び経営改善計画」を策定することも必要であろう。

【措置の内容】

「奈良市行財政改革実施計画」の中長期的な財政運営の指針として、平成18年2月に第3次総合計画後期基本計画実施計画（平成18～22年度）を策定しました。毎年度内容の見直しを実施します。

また、「奈良市行財政改革大綱」及び「奈良市行財政改革実施計画」に基づき、行財政改革に取り組んでいます。なお、「奈良市行財政改革実施計画」は、平成18年11月13日に奈良市都市経営戦略会議より「行財政改革推進に関する建議」を受けて、その内容を反映させるとともに、平成18年度までの進捗状況や社会情勢の変化、新たな行財政改革の取組の必要性等を踏まえて、平成19年6月に一部改訂しました。

奈 総 財 第182号
平成19年11月9日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾 田 邦 夫 様
同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成19年3月26日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成18年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

1. 下水道事業の経営管理について

1 公共下水道事業に地方公営企業法を適用すべきこと

- (1) 公共下水道事業会計は企業会計方式により整理すべきだ（下水道管理課）

【意見の要旨】

- ① 事業の採算性を測定・評価するためには企業会計が必要である
- ② 事業の資本構成の健全化を診断するためには企業会計が必要である

【措置の内容】

経営の効率化・健全化に努める必要があるため、企業会計方式への準備を行い、平成22年度以降に移行できるよう積極的に取り組みます。

- (2) 公共下水道事業を経営する事業管理者が必要であること（下水道管理課）

【意見の要旨】

- ① 都市整備部の組織は公共下水道事業を経営するための組織とはなっていない
- ② 公共下水道事業の経営と財務を統括する公共下水道局が必要である
- ③ 公共下水道事業の採算性に責任を持つ公共下水道事業管理者が必要である

【措置の内容】

企業会計方式への取り組みの中で当然事業管理者の必要性についても検討事項であり、関係各課と協議していきます。

- (3) 事業採算を考慮した資金調達を行うこと（財政課）

【意見の要旨】

赤字の財政状況のもとで借金を重ねて事業を推進していくことは、支払利息の増加を通じて経常損益赤字の増加を招き、納税者の負担を増大させていく結果と

なるので、企業債による資金調達を前提とした事業推進は行うべきではない。採算がとれることを確認したうえで、企業債による資金調達方法を前提とした事業推進を行う予算措置を認めるべきである。

【措置の内容】

公共下水道事業は、独立採算を原則としているが、極めて公共性が高く、生活環境の保全、河川環境の保護のため、事業を実施している状態である。

また、下水道事業における市債については、建設費の財源となるものであり、その施設により将来便益を受けることとなる住民世代で公平に負担するためにも必要なものです。

今後、納税者の負担である一般会計からの繰入金金の削減を図り、地方公営企業法の適用に向け、下水道使用料の見直し等を検討します。

- 2 下水道使用料の適正化（下水道管理課）

【意見の要旨】

下水道使用料単価は、地方公営企業法を適用している県庁所在中核市の下水道使用料単価と比較して著しく低い。これに対して汚水処理原価はそれほど低いわけではなく、その結果、使用料回収率は著しく低い。したがって、赤字を削減するためには奈良市公共下水道事業の使用料回収率を適正化することが必要である。

【措置の内容】

使用料の回収率を高めるように検討を行い、使用料の改定について、関係機関との情報を整理し、改定に向けて検討します。

- 3 公共下水道事業の未処理区域の整備計画は見直しが必要と思われる（下水道建設課）

【意見の要旨】

奈良市の公共下水道事業の未処理区域を整備することは効率が悪く、採算が取りにくく、この傾向は、整備が進んでいくにつれて顕著になる。現行の公共下水道整備計画は、未整備区域の整備事業の採算性について十分に考慮されていない。奈良市民（納税者）の観点からは、地方財政法第4条第1項の趣旨に鑑み、また合併処理浄化槽との試算結果も考慮すれば、公共下水道整備計画の見直しも必要。

【措置の内容】

未整備地域について、道路の種別や権利状態、水道管、ガス管等の地下埋設状況、地形や宅地形状、工場や事業所の有無など、その地域の特性など条件を十分検討し、公共下水道以外の汚水処理システムも含め、採算性を考慮した下水道計画の見直しも視野に未整備地域の早期解消を検討します。

2. 医療保険事業（国民健康保険事業、老人保健事業）及び介護保険事業の経営管理について

- 1 社会保障制度が少子高齢化に対応できないのは、保険料率が保険給付に見合う合理的な対価となっていないためではないか

- (1) 国民健康保険の保険料率の算定基準（国保年金課）

【意見の要旨】

社会保障制度が少子高齢化に対応出来ないのは、保険料が保険給付に見合う合理的な対価となっていないためではないか

【措置の内容】

国民健康保険料は、「国民健康保険に要する費用」に充てるため賦課するものであり、一般被保険者に係る保険料の標準賦課総額は、当該年度の初日における一般被保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から、当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額とされています。

標準賦課総額の内訳

所得割	100分の40
資産割	100分の10
均等割	100分の35
平等割	100分の15

(2) 介護保険の保険料率の算定基準（介護総務課）

(3) 保険料率に対価性があれば保険事業は維持できる（介護総務課）

【意見の要旨】

介護保険法施行令第38条は、介護保険法第129条に基づいて第1号被保険者に対して課すべき介護保険料率の算定基準を、「保険料収納必要額（概ね介護給付および予防給付に要する費用等介護保険事業に要する費用の額から国、県、市町村の一般会計からの負担金等収入および第2号被保険者が納付した介護納付金を原資として社会保険診療報酬支払基金から市町村に交付される介護給付費交付金収入を控除した額。）を予定保険料収納率で除して得た額を補正第1号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする」と定めている。介護給付（予防給付）されるのは、第2号被保険者については特定疾病を原因とする場合に限定されていることから受給率も低いいため、第2号被保険者の納付する介護納付金の大部分は第1号被保険者に対する保険給付に充当されている。このことから保険料収納必要額から第2号被保険者が納付した介護納付金を控除して算定される第1号被保険者の保険料率は介護保険給付に対する対価としては、著しく低く、合理的な対価であるとは考えにくい。

【措置の内容】

介護保険の保険料率の算定基準は、介護保険法施行令第38条により定められています。本市の介護保険料についてもその規定に基づき算定していますので、「保険料率を保険給付の合理的な対価として設定する」という御意見については、介護保険料率の算定基準改正に関わるものであり、市町村では対応が不可能です。

2 介護保険事業会計の貸借対照表と損益計算書を作成・公表すべきである（介護総務課）

(1) 介護保険事業は会計年度ごとに独立した収支会計では捉えきれない？

(2) 介護保険事業が複数の会計年度にまたがる事業だとすれば、現在の第2号被保険者が将来に第1号被保険者となった時に給付すべき保険給付額を、会計年度末には負債として認識すべきである

(3) 介護保険事業会計の貸借対照表と損益計算書を作成・公表すべきだ

【意見の要旨】

介護保険は加齢に伴って要介護状態となるかもしれない確率が高まるリスクをヘッジするための保険であるから（介護保険法第1条）、長期の保険期間が前提になっている。すなわち、保険料収入と保険給付支出が1会計年度で対応するとは限らず、複数の会計年度にまたがる事業である。よって、第2号被保険者から徴収する保険料は将来の保険給付費の見積額を責任準備金として負債に計上するか、将来の保険給付費に対応する当会計年度の保険料収入を前受金として負債に計上するような事業特性に応じた会計方式を選択すべきである。したがって、介護保険事業については会計年度ごとに独立した収支会計である官庁会計より貸借対照表と損益計算書によって会計整理する企業会計方式を用い、介護保険事業の財政状況をより適切に測定すべきである。

【措置の内容】

介護保険事業の保険者である市町村は、介護保険法第117条により厚生労働大臣が定めた「基本指針」に即して、3年ごとに5年を一期（平成18年度からは3年を一期）とする「市町村介護保険事業計画」を定めることとされています。また、第1号被保険者に課する介護保険料率は、同法第129条により「市町村介護保険事業計画」に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて保険給付に要する費用の額を予想し、介護保険法施行令第38条に定められた算定基準にしたがって決定することとされています。すなわち会計処理は官庁方式による単年度予算主義としており、第1号被保険者の保険料率は3年間の財政均衡を考慮して設定されます。また、第1号被保険者保険料以外の介護給付費等に対する国・県・市・社会保険診療報酬支払基金の費用の負担割合についても介護保険法第121条～第126条により規定されており、市町村は保険者として介護保険法等に基づき介護保険事業を運営していくことが責務であり、ご意見のような第2号被保険者からの介護給付費交付金収入を前受金と考えるような会計処理を行い、財政状況を測定できたとしても、それらを活かして介護保険制度そのものを改正するような対応は市町村では不可能であります。なお、国においては、制度創設時から介護保険料を負担する被保険者の範囲と介護サービスを利用する受給者の範囲が論点となっており、現在も介護保険制度について、「高齢者の介護保険」の枠組みを維持する方向と、年齢や要介護となった理由を問わずすべての介護ニーズに対応する「介護保険の普遍化」を図る方向の両面で

調査検討されている状況であります。
(平成19年12月7日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第42号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成19年12月3日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内青山八丁目地内(第一工区)他4件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年12月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年12月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成19年12月3日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第73号

平成19年12月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総

数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成19年12月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

50分の1の数 6,031人
6分の1の数 50,256人
3分の1の数 100,511人

(平成19年12月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第74号

平成19年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成19年12月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

奈良選挙区 98,263人
月ヶ瀬選挙区 508人
都祁選挙区 1,741人

(平成19年12月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第75号

平成20年度検察審査員候補者を選定するためのくじを行う日時、場所及びそのくじの方法を次のとおり定めます。

平成19年12月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

日 時	平成19年12月18日 午後4時00分
場 所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟2階 第12会議室
くじの方法	奈良市検察審査員候補者選定規程（昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第9号）の定めるところによる。

(平成19年12月2日揭示済)